

中発0110第3号  
令和2年1月14日

全国中小企業団体中央会会長 殿

中央労働委員会事務局長



### 労働委員会制度の認知度向上と利用勧奨への御協力について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働委員会は、集团的労使関係の専門的な解決機関として昭和21年に発足し、これまで労働争議の解決など大きな役割を果たして参りました。

また、近年は、多くの労働委員会において、個別労働紛争の解決にも取り組んでおります。

労働委員会の労使紛争解決の大きな特色は、公労使三者構成のあっせん員がそれぞれの立場を活かして紛争の解決に当たるというものです。

この公労使三者構成のあっせん員には、労働法学者等の学識経験者だけではなく、労働団体の代表者や使用者団体の代表者である労使の委員も加わり、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっております。

さらに、労働審判などの裁判制度と異なり、弁護士等の代理人に依頼せず、無料で利用ができ、かつ簡易迅速な紛争解決サービスであることが大きな特色となっております。

また、労働委員会の相談・援助やあっせんサービスは、企業側からのアクセスも可能となっております。

昨今、「働き方改革」が進められる中で、例えば「同一労働、同一賃金」、「パワーハラスメント」に関係するものなど、集团的・制度的性格を有する紛争や社外労組が増加することも考えられ、こうした問題の解決に労働委員会の特色・強みを、より一層活かせるのではないかと考えております。

そこで、今般、経済団体の皆様方に労働委員会制度を広く知っていただくとともに、活用していただくために、別添のリーフレットを作成しました。

つきましては、貴団体の傘下団体を通じ、広く会員企業の皆様に対し、労働委員会制度の認知度向上と利用勧奨のため御協力を賜りたく存じます。